

あいち埋文サポーターズクラブ設置要項

(趣旨)

第1条 この要項は、「あいち埋文サポーターズクラブ」(以下、「本会」という。)の運営について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本会は、愛知県埋蔵文化財センター(以下、「センター」という。)が実施する埋蔵文化財関連事業に関する情報発信やイベントを行うことで、埋蔵文化財保護に対する理解を深めることを目的とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局はセンター内に置き、責任者を愛知県埋蔵文化財センター長とし、会の運営は職員が行う。

(会 員)

第4条 会員は本会の目的に賛同するものとし、所定の会費を納めた者に会員カードを発行する。

2 会員の種類は、個人会員及び家族会員とする。

3 家族会員とは、同居する親族までを会員とする。

4 入会の申込みは、入会申込書(別紙様式1)によるものとする。

5 会員の有効期限は、前項の入会申込書が受理され、会費の納入があった時から次の3月31日までとし、以後継続して加入する場合は、会費の納入があった日から次の3月31日までとする。

6 会員は、会員の種類を変更しようとするとき又は氏名、住所等入会申込書に記載した事項に変更が生じたときは、変更申込書(別紙様式2)によりその内容を届け出ることとする。

(会 費)

第5条 会費は年会費制とし、個人会員は1人1,000円、家族会員は1家族2,000円とする。

2 会費の納入は、現金もしくは振込みとする。ただし、振込みの場合、会費の納入が確認された日に会員カードを発行する。

3 納入された会費は返還しない。

4 個人会員から家族会員に変更した場合は、会員差額1,000円を納入す

る。家族会員から個人会員の変更による会員差額は返金しない。

(退会等)

第6条 会員が次の各号の一に該当したときは、退会する。

(1) 退会申込書(別紙様式3)により届け出たとき。

(2) 会員が死亡したとき。

2 責任者は会員が次の各号の一に該当したときは、退会させることができる。

(1) 継続会員が3月31日までに会費を納めないとき。

(2) 会員が虚偽の申告、その他この要項に違反したとき。

(3) 責任者が会員としてふさわしくない行為を行ったと判断したとき。

(会員特典)

第8条 責任者は会員特典を別に定めることとし、会員はその特典を受けることができる。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、責任者が別に定めるものとする。

附則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

別紙

令和5年度の会員特典は、以下の項目とする。

- (1) 会員限定グッズ（特製遺物カード・ペーパークラフト・缶バッジ等）の
配付
- (2) 地元説明会とは別に、発掘調査中の遺跡を特別に見学
- (3) 「サポーターズクラブの日」を設定し、ワークショップを実施。各種ボ
ランティア活動の指導者として参加
- (4) 会員だけの体験講座（材料代は実費負担）

あいち埋文サポーターズクラブ入会申込書

公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団

愛知県埋蔵文化財センター長 殿

申込者氏名 _____

住所(所在地) _____

連絡先 () _____

Email _____

貴法人に対する会費として、下記のとおり申し込みます。

会 費	金 円
会員の種類	個人会員 家族会員(人) 家族氏名 _____
支払い方法	現 金 ・ 振込み
備 考	

※ご提供いただきました皆様の個人情報、公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団 愛知県埋蔵文化財センターが取得し、漏洩のないよう厳重に管理いたします。

受 付 印

入会日 _____

会員カード番号

あいち埋文サポーターズクラブ会員変更申込書

公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団

愛知県埋蔵文化財センター長 殿

申込者氏名 _____

下記のとおり変更いたします。

記

1 変更日 令和 年 月 日

2 変更内容

① 住 所:

② 連絡先:

③ e-mail:

④ その他

3 以下の項目について、どちらかに○をおつけのうえ、ご記入ください。

① 個人会員から家族会員に変更する。

家族氏名 _____

② 家族会員から個人会員に変更する。

受 付 印

会員カード番号

令和 年 月 日

あいち埋文サポーターズクラブ退会申込書

公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団

愛知県埋蔵文化財センター長 殿

申込者氏名 _____

住所(所在地) _____

下記のとおり退会いたします。

記

【退会日】 令和 年 月 日

受 付 印

会員カード番号